

神栖市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

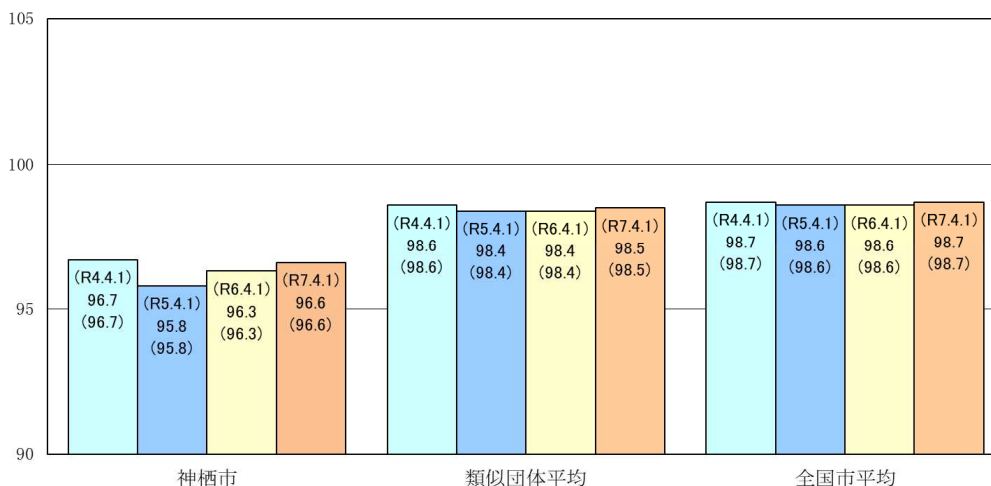
区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度
令和6年度	人 93,786	千円 46,572,183	千円 2,522,727	千円 6,596,687	% 14.2	% 13.1

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
令和6年度	人 649	千円 2,296,400	千円 526,545	千円 984,288	千円 3,807,233	千円 5,866	千円 6,129

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和7年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職棒給表(一)適用職員の棒給月額を100として計算した指数。
 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものの。
 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由

①、②ともに当市においては該当無し

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事院の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
令和7年度	円 429,494	円 414,480	円 15,014 3.62%	3.62%	3.62%	3.62%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事院勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事院の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
令和 7年度	4.65	4.60	0.05	0.05	4.65	4.65

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

① 給料表の見直し

実施 未実施]

実施内容 (実施(実施予定)時期、具体的な実施内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日
 (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを実施。(国の8級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の上重なるの解消は実施していない。)

② 地域手当の見直し

実施内容 (国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準4%に対し、神栖市においても4%を支給
 (実施時期) 令和7年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き下げることとし、令和7年4月1日時点は5%、令和8年4月1日からは4%を支給

(参考)

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	6%	5%	4%
神栖市の支給割合	6%	5%	4%

③ その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(令和7年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (令和7年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
神栖市	41.2 歳	310,500 円	382,189 円	352,651 円
茨城県	41.5 歳	330,542 円	416,875 円	377,411 円
国	41.9 歳	332,237 円	— 円	414,480 円
類似団体	41.8 歳	326,597 円	397,663 円	362,268 円

※ 平均給与月額(国ベース)…公表されている国家公務員の平均給与月額に時間外勤務手当や特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで計算したもの

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与 月額 (B)	
神 栖 市	62.3 歳	11 人	220,100 円	263,346 円	232,073 円	—	—	—	—
うち自動車運転手	62.8 歳	5 人	211,900 円	269,300 円	222,500 円	自家用乗用 自動車運転手	63.0 歳	183,300 円	1.47
うち用務員	* 歳	1 人	* 円	* 円	* 円	—	—	—	*
茨 城 県	58.3 歳	117 人	305,014 円	347,991 円	330,606 円	—	—	—	—
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	—	337,907 円	—	—	—	—
類 似 団 体	51.8 歳	19 人	305,103 円	336,779 円	320,403 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
自動車運転手	4,113,100 円	2,425,700 円	1.70

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(令和4年～令和6年の3カ年平均)。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値。

※ 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合、当該箇所は「アスタリスク(*)」表記。

(2) 職員の初任給の状況 (令和7年4月1日現在)

区 分		神 栖 市	茨 城 県	国
一般行政職	大 学 卒	225,600 円	225,600 円	220,000 円
	高 校 卒	194,500 円	194,500 円	188,000 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	192,500 円	—
	中 学 卒	— 円	— 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和7年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	279,738 円	364,508 円	377,500 円	390,389 円
	高 校 卒	255,240 円	— 円	— 円	— 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

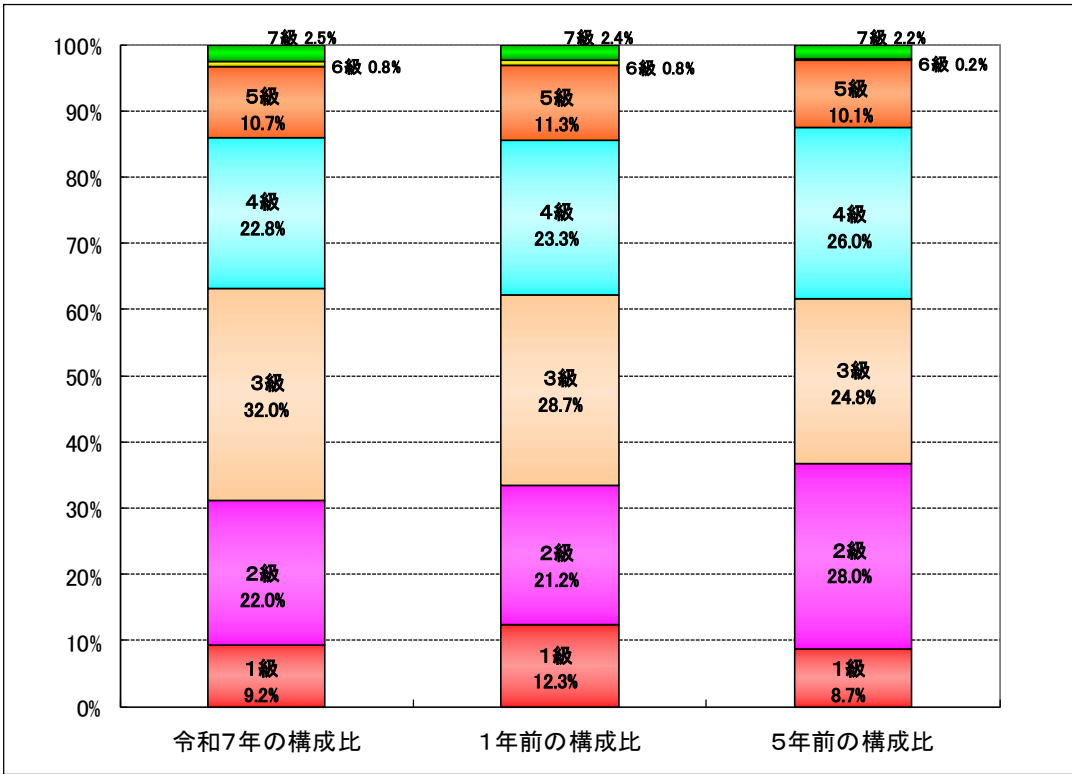
※ 各経験年数に該当する職員が3人未満の場合、当該年数±1の経験年数に該当する職員を含めて平均給料を算出。±1の経験年数の職員を含めても3人未満の場合は“-”(ハイフン)表記。また、「高校卒」には短大卒・専門学校卒を含みます。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (令和7年4月1日現在)

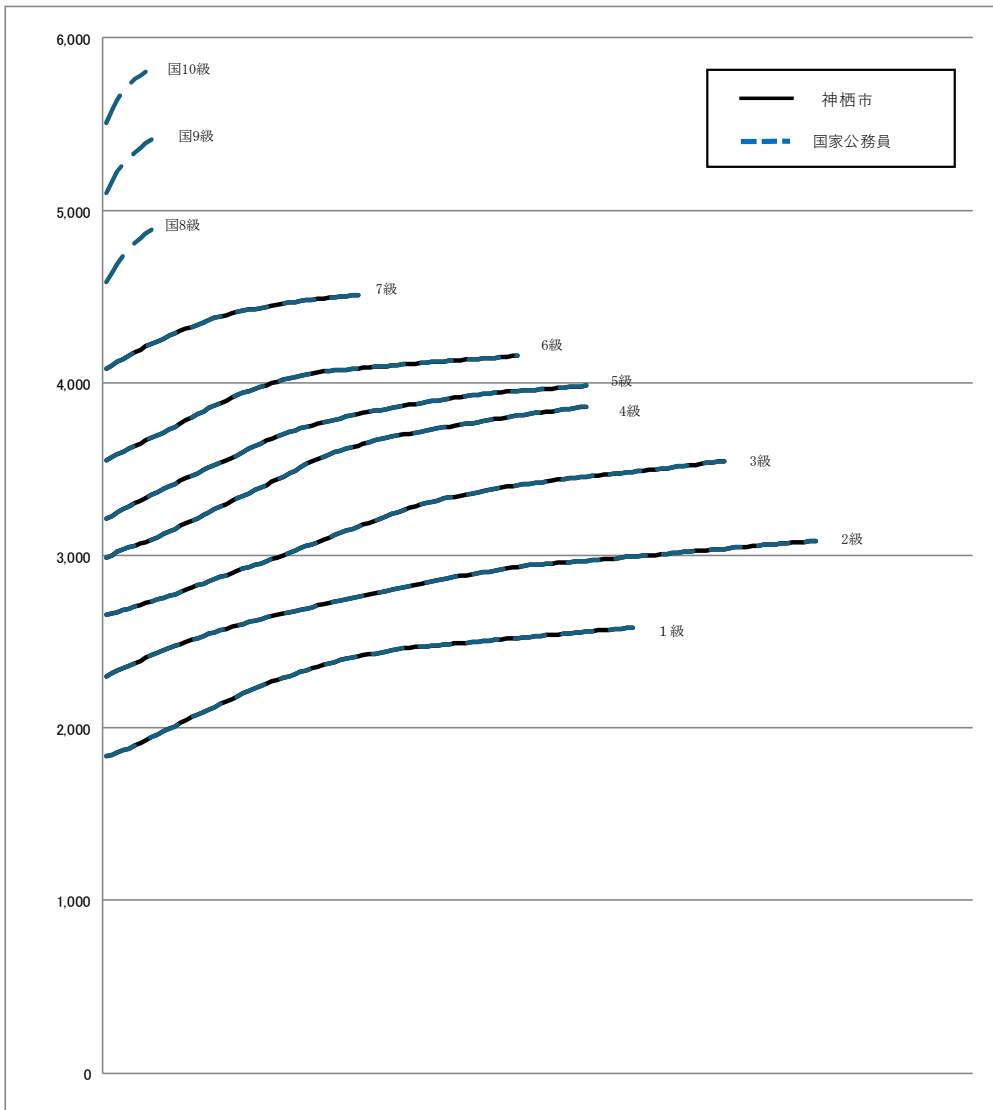
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事・主事補	45 人	9.2 %	183,500 円	258,100 円
2 級	主事	107 人	22.0 %	230,000 円	308,500 円
3 級	係長・主幹	156 人	32.0 %	265,300 円	354,700 円
4 級	課長補佐・主査	111 人	22.8 %	298,800 円	386,100 円
5 級	課長・副参事	52 人	10.7 %	321,300 円	398,200 円
6 級	参事・次長	4 人	0.8 %	355,200 円	415,700 円
7 級	部長	12 人	2.5 %	408,300 円	450,900 円

(注) 1 神栖市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数。
2 標準的な職務内容は、それぞれの級に該当する代表的な職務。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))

(令和7年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(一般行政職)(神栖市)

令和7年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ	人事評価を活用している				
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分				
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ(一律)				
ロ	人事評価を活用していない				
	活用予定時期				
ハ	その他	勤務評定に基づき昇給内容を決定する際の参考としている			

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

神 栖 市		茨 城 県		国	
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,431 千円		1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,910 千円		—	
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40)月分	勤勉手当 2.10 月分 (1.00)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40)月分	勤勉手当 2.10 月分 (1.00)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40)月分	勤勉手当 2.10 月分 (1.00)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(神栖市)

令和7年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ	人事評価を活用している	○		○	
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ(一律)				
ロ	人事評価を活用していない				

(2) 退職手当 (令和7年4月1日現在)

神 栖 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
調整率	83.7/100		調整率	83.7/100	
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2~45%加算)		
1人当たり 平均支給額	自己都合 1,831 千円	勸奨・定年 21,067 千円	1人当たり 平均支給額	自己都合 —	勸奨・定年 —

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額。

2 「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		149,930 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		217,605 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
全域	5 %	689 人	5 %

(4) 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)	1,304 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	18,111 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)	13.4 %		
手当の種類(手当数)	9		
手当の名称	主な支給対象業務	主な支給対象職員	左記職員に対する支給単価
(1) 伝染病防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	①伝染病が発生し、又は発生するおそれがある場合において、伝染病患者若しくは伝染病の疑いのある患者の救護業務 ②伝染病菌の付着した物件若しくは付着の危険がある物件の処理作業 ③伝染病菌を有する家畜若しくは伝染病菌を有する疑いのある家畜に対する防疫業務	保健予防課、農林課	日額 1,000円
(2) 植物防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	植物防疫作業を行い、又は指導監督を行う者が特に身体に害を受けるおそれのある業務	農林課	日額 600円
(3) 市税等徴収業務を行う職員等の特殊勤務手当	市税等徴収業務又は固定資産評価業務	課税課、納税課、国保年金課、下水道課、長寿介護課	市税等徴収業務 日額 600円 固定資産評価業務 日額 300円 (月額上限 3,000円)
(4) 保健指導巡回業務を行う保健師の特殊勤務手当	保健指導のため巡回指導業務(保健師)	長寿介護課、こども家庭課、健康増進課、保健予防課、はさき保健・交流センター	日額 500円 (月額上限 3,000円)
(5) 行旅死亡人取扱手当	行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定に基づく埋火葬等の業務	社会福祉課	日額 8,000円
(6) 動物死骸処理作業手当	動物の死骸処理作業	環境課、廃棄物対策課、公園緑地課、道路整備課	日額 1,000円
(7) 下水道管内作業手当	下水道管内作業	下水道課、道路整備課	日額 600円
(8) 用地交渉等手当	公共の用に供する用地の取得及び借上又は当該用地の取得及び借上並びに公共事業に伴う物件の移転若しくは権利の補償に関し、現地において所有者又は権利者と面接して行う交渉業務のうち、特に困難なもの	都市計画課、水産・地域整備課	日額 500円
(9) 社会福祉業務手当	社会福祉業務の現業又は指導監査業務	社会福祉課、障がい福祉課、こども家庭課、長寿介護課	日額 1,000円 (月額上限 5,000円)

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	114,912 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度)	232 千円
支給実績(令和5年度決算)	109,723 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度)	221 千円

(6) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価 (月額)	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている扶養親族のある職員に支給。 ・配偶者 3,000円 ・子 1人 11,500円 ・父母等 1人 6,500円 *扶養親族である子のうち満16歳の年度始めから満22歳年度末までの子1人につき5,000円を加算	同じ	—	43,420 千円	212,843 円
住居手当	借家の場合、月額16,000円を超える家賃を払っている職員に、家賃の額に応じ28,000円を限度に支給(令和元年度までは、支給上限は27,000円)	同じ	—	34,652 千円	266,554 円
通勤手当	・通勤距離が2km以上で電車、バス等交通機関を利用して通勤している職員の場合、6ヶ月定期の価額を基本として1ヶ月あたり150,000円を限度に支給	同じ	—	90,841 千円	134,380 円
	・自動車等を使用の場合、使用距離等を勘案し、2,300円から37,410円を支給	異なる	国は使用距離等を勘案し、2,000円～38,700円を支給		
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち規則で指定するものについて、その職務の特殊性に基づいて32,000円から75,000円を支給	異なる	職制上の段階、職務の級等に応じて46,300円～139,300円を支給	90,189 千円	521,324 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等で週休日又は休日に勤務した場合にその職務の特殊性に基づいて4,000円から12,000円を支給	異なる	その職務の特殊性に基づいて6,000円～18,000円を支給	875 千円	10,417 円
単身赴任手当	公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、同居していた配偶者等と別居することとなった職員に30,000円から70,000円を支給	同じ	—	0 千円	0 円
義務教育等教員特別勤務手当	義務教育等教員特別手当の月額は、8,800円を超えない範囲内で支給	異なる	その職務の特殊性に基づいて3,900円～8,800円を支給	422 千円	105,500 円

5 特別職の報酬等の状況 (令和7年4月1日現在)

区分		給料月額等		
給料	市長	880,000 円	(参考)類似団体における最高/最低給料月額	
	副市長	700,000 円	1,064,000 円 / 686,000 円	879,000 円 / 623,500 円
報酬	議長	460,000 円	629,000 円 / 376,900 円	
	副議長	410,000 円	575,000 円 / 309,700 円	
	議員	390,000 円	522,000 円 / 286,600 円	
期末手当	市長	(令和6年度支給割合)		
	副市長	3.40 月分	(役職加算等加算措置あり 15%)	
	議長	(令和6年度支給割合)		
退職手当	副議長	3.40 月分	(役職加算等加算措置あり 15%)	
	議員			
		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	市長	給料月額×22	19,360 千円	任期ごと
	副市長	給料月額×12.4	8,680 千円	任期ごと

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月) 勤めた場合における退職手当の見込額。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		令和6年	令和7年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	6	6	0	
		総務	161	164	3	総務・企画業務の体制強化
		税務	44	43	△1	各種手続きの電子化に伴う業務効率化
		労働	1	1	0	
		農林水産	28	28	0	
		商工	12	11	△1	長期休業等への補充の解消
		土木	60	60	0	
		民生	153	153	0	
		衛生	72	68	△4	新型コロナウイルス関連業務の縮小及び長期休業等への補充の解消
	計	537	534	△3	<参考> 人口1万人当たり職員数 56.94 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 60.27 人)	
教育	119	115	△4	営繕業務の縮小		
小計	656	649	△7	<参考> 人口1万人当たり職員数 69.20 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 78.32 人)		
公営企業等会計部門	水道	14	14	0		
	下水道	16	15	△1	長期休業等への補充の解消	
	その他	37	35	△2	健診事業の業務効率化	
	小計	67	64	△3		
合計	723	713	△10	<参考> 人口1万人当たり職員数 76.02 人		
		[881]	[881]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数。

2 []内は、条例定数の合計。

(2)年齢別職員構成の状況 (令和7年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	3	41	84	81	93	76	59	61	72	53	47	43	713

(3)職員数の推移

部門別	年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	5年前との比較における増減数(率)
一般行政		479	501	523	544	537	534	55(11.5%)
教育		110	113	113	121	119	115	5(4.6%)
普通会計		589	614	636	665	656	649	60(10.2%)
公営企業会計		68	65	66	66	67	64	△4(△5.6%)
総合計		657	679	702	731	723	713	56(8.5%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和 6年度	千円 2,710,380	千円 101,321	千円 94,441	% 3.5	% 3.6

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給 料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円		
令和 6年度	人 14	48,085	10,756	20,845	79,686	5,692	千円 6,316

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数は、令和7年3月31日現在の人数である。
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

- ・市町村平均の数値は、総務省より提供された「市・町村用データ」を参照しています。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (令和7年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
神 栖 市	36.8 歳	322,219 円	474,321 円
市町村平均	45.8 歳	345,838 円	524,813 円

- (注) 1 基本給は、給料月額、地域手当及び扶養手当の合計額
 2 平均月収額には期末・勤勉手当等を含む

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

神 栖 市		茨 城 県	
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,489 千円		1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,815 千円	
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40)月分 (1.00)月分		(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40)月分 (1.00)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 有	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合。

イ 退職手当 (令和7年4月1日現在)

神 栖 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
調整率	83.7/100		調整率	83.7/100	
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2~45%加算)		
1人当たり 平均支給額	自己都合 - 千円	勸奨・定年 - 千円	1人当たり 平均支給額	自己都合 -	勸奨・定年 -

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額。
 2 「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		3,033 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		216,643 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全域	5 %	14 人	5 %

エ 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)	0.0 %		
手当の種類(手当数)	1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
(1)滞納整理手当	・滞納整理事務	左記業務に従事した職員	基本額 600円 *月額上限 3,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	2,140 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	214 千円
支給実績(令和5年度決算)	1,256 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	114 千円

カ その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価(月額)	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)
扶養手当	他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている扶養親族のある職員に支給。 ・配偶者 3,000円 ・子 1人 11,500円 ・父母等 1人 6,500円 *扶養親族である子のうち満16歳の年度始めから満22歳年度末までの子1人につき5,000円を加算	同じ	-	960 千円	192,000 円
住居手当	借家の場合、月額16,000円を超える家賃を払っている職員に、家賃の額に応じ28,000円を限度に支給(令和元年度までは、支給上限は27,000円)	同じ	-	1,203 千円	240,600 円
通勤手当	・通勤距離が2km以上で電車、バス等交通機関を利用して通勤している職員の場合、6ヶ月定期の価額を基本として1ヶ月あたり150,000円を限度に支給 ・自動車等を使用の場合、使用距離等を勘案し、2,300円から37,410円を支給	同じ	-	1,920 千円	137,143 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち規則で指定するものについて、その職務の特殊性に基づいて32,000円から75,000円を支給	同じ	-	1,500 千円	500,000 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等で週休日又は休日に勤務した場合にその職務の特殊性に基づいて4,000円から12,000円を支給	同じ	-	0 千円	0 円